

三木町告示第 33 号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）第五条第三項（同令第六条及び第七条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同令第五条第一項及び第五項並びに第七条第一項から第三項までの規定による公表の方法を次のとおり定める。

令和 8 年 3 月 5 日

三木町長 伊藤 良春

- 1 インターネットを利用して閲覧に供する方法
三木町ホームページ（<https://www.town.miki.lg.jp>）において公表する。
- 2 閲覧所を設けて閲覧に供する方法
三木町役場契約監理課内（香川県木田郡三木町大字氷上 310 番地）において公表する。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。